

施設サービスを利用したときの利用者負担の軽減

所得が低い人に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

【令和7年4月から】

単位：円

利用者負担段階	所得の状況※1		預貯金等の資産の状況※2	居住費				食費	
				従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室		
1	・生活保護受給者		要件なし	550 (380)	0	880	550	300	
	世帯全員が住民税非課税	・老齢福祉年金受給者の方							単身 1,000 万円以下 夫婦 2,000 万円以下
2		・前年の合計所得金額と年金収入額の合計が 80.9 万円以下の方		単身 650 万円以下 夫婦 1,650 万円以下	550 (480)	430	880	550	390 【600】
		3-①	・前年の合計所得金額と年金収入額の合計が 80.9 万円超 120 万円以下の方		単身 550 万円以下 夫婦 1,550 万円以下	1,370 (880)	430	1,370	1,370
3-②			・前年の合計所得金額と年金収入額の合計が 120 万円超の方		単身 500 万円以下 夫婦 1,500 万円以下	1,370 (880)	430	1,370	1,370

() 内の金額は介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の額です。

【 】内の金額は短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む）。

DV 防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。

※2 【預貯金等に含まれるも】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

* 第2号被保険者は、利用者負担に関わらず、預貯金等の資産が単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下であれば支給対象となります。

不正があった場合には、ペナルティ（加算金）を設けます。